

電気通信事業法第33条第2項に基づく第1種指定電気通信設備との接続に関する契約約款の一部改正

旧	新																						
第1章 総則 (用語の定義) 第3条 この約款においては、次表の左欄の用語はそれぞれ右欄の意味で使用します。 <table> <tr> <th>用 語</th><th>意 味</th></tr> <tr> <td>1～86-2 (略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>87 番号ポータビリティ</td><td>利用者が電気通信役務の提供に関する契約の相手方となる電気通信事業者を変更した場合において、その変更の前後（以下、変更前の電気通信事業者を「移転元事業者」、変更後の電気通信事業者を「移転先事業者」といいます。）において同一の電気通信番号により端末系伝送路設備及び当該設備に接続される利用者の端末設備等を識別することができること</td></tr> <tr> <td>88 着信課金番号ポータビリティ</td><td>電気通信番号規則（令和元年総務省令第4号。以下「番号規則」といいます。）別表第2号に規定する電気通信番号を使用する着信課金サービス（以下、当社又は協定事業者の契約約款等に規定する着信課金サービスをいいます。）に係る番号ポータビリティ</td></tr> <tr> <td>89 一般番号ポータビリティ</td><td>番号規則別表第1号に規定する電気通信番号を使用する電話サービス又は総合デジタル通信サービスから同規則別表第1号に規定する電気通信番号に係る協定事業者の音声伝送役務への番号ポータビリティ（他社契約者回線の設置場所を契約者回線の設置場所から変更しない場合、又は協定事業者が当社から同一番号移転可否情報（契約者回線番号等を変更することなく他社契約者回線の設置場所を変更できるか否かの情報（その他社契約者回線を契約者回線とみなした場合と同一の情報となります。）をいいます。以下同じとします。この欄において同一番号移転可否情報に限りします。）の提供を受けて他社契約者回線の設置場所を変更する場合に限りします。）</td></tr> </table> (守秘義務) 第47条 当社及び協定事業者は、接続にあたり相互に知り得た当社又は協定事業者の技術上、経営上及びその他一般に公表していない事項に関する秘密を厳守し、これを目的外に使用しないこととします。 ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではありません。 (1)～(3) (略) (4) 一般番号ポータビリティに関し、接続申込者若しくは協定事業者の問い合わせにより、他の接続申込者名若しくは協定事業者名を通知する場合 第10章 料金等 第3節 工事費及び手続費等の支払義務 (手続費の支払義務) 第68条 協定事業者は、次の各号の場合には、料金表第2表第2（手続費）に規定する手続費の支払いを要しま	用 語	意 味	1～86-2 (略)	(略)	87 番号ポータビリティ	利用者が電気通信役務の提供に関する契約の相手方となる電気通信事業者を変更した場合において、その変更の前後（以下、変更前の電気通信事業者を「移転元事業者」、変更後の電気通信事業者を「移転先事業者」といいます。）において同一の電気通信番号により端末系伝送路設備及び当該設備に接続される利用者の端末設備等を識別することができること	88 着信課金番号ポータビリティ	電気通信番号規則（令和元年総務省令第4号。以下「番号規則」といいます。）別表第2号に規定する電気通信番号を使用する着信課金サービス（以下、当社又は協定事業者の契約約款等に規定する着信課金サービスをいいます。）に係る番号ポータビリティ	89 一般番号ポータビリティ	番号規則別表第1号に規定する電気通信番号を使用する電話サービス又は総合デジタル通信サービスから同規則別表第1号に規定する電気通信番号に係る協定事業者の音声伝送役務への番号ポータビリティ（他社契約者回線の設置場所を契約者回線の設置場所から変更しない場合、又は協定事業者が当社から同一番号移転可否情報（契約者回線番号等を変更することなく他社契約者回線の設置場所を変更できるか否かの情報（その他社契約者回線を契約者回線とみなした場合と同一の情報となります。）をいいます。以下同じとします。この欄において同一番号移転可否情報に限りします。）の提供を受けて他社契約者回線の設置場所を変更する場合に限りします。）	第1章 総則 (用語の定義) 第3条 この約款においては、次表の左欄の用語はそれぞれ右欄の意味で使用します。 <table> <tr> <th>用 語</th><th>意 味</th></tr> <tr> <td>1～86-2 (略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>87 番号ポータビリティ</td><td>利用者が電気通信役務の提供に関する契約の相手方となる電気通信事業者を変更した場合において、その変更の前後（以下、変更前の電気通信事業者を「移転元事業者」、変更後の電気通信事業者を「移転先事業者」といいます。）において同一の電気通信番号により端末系伝送路設備及び当該設備に接続される利用者の端末設備等を識別することができること</td></tr> <tr> <td>87-2 固定番号ポータビリティ</td><td>電気通信番号規則（令和元年総務省令第4号。以下「番号規則」といいます。）別表第1号に規定する電気通信番号を使用する固定電話サービスに係る番号ポータビリティ</td></tr> <tr> <td>88 着信課金番号ポータビリティ</td><td>番号規則別表第2号に規定する電気通信番号を使用する着信課金サービス（以下、当社又は協定事業者の契約約款等に規定する着信課金サービスをいいます。）に係る番号ポータビリティ</td></tr> <tr> <td>89 削除</td><td></td></tr> </table> (守秘義務) 第47条 当社及び協定事業者は、接続にあたり相互に知り得た当社又は協定事業者の技術上、経営上及びその他一般に公表していない事項に関する秘密を厳守し、これを目的外に使用しないこととします。 ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではありません。 (1)～(3) (略) (4) 削除 第10章 料金等 第3節 工事費及び手続費等の支払義務 (手続費の支払義務) 第68条 協定事業者は、次の各号の場合には、料金表第2表第2（手続費）に規定する手続費の支払いを要し	用 語	意 味	1～86-2 (略)	(略)	87 番号ポータビリティ	利用者が電気通信役務の提供に関する契約の相手方となる電気通信事業者を変更した場合において、その変更の前後（以下、変更前の電気通信事業者を「移転元事業者」、変更後の電気通信事業者を「移転先事業者」といいます。）において同一の電気通信番号により端末系伝送路設備及び当該設備に接続される利用者の端末設備等を識別することができること	87-2 固定番号ポータビリティ	電気通信番号規則（令和元年総務省令第4号。以下「番号規則」といいます。）別表第1号に規定する電気通信番号を使用する固定電話サービスに係る番号ポータビリティ	88 着信課金番号ポータビリティ	番号規則別表第2号に規定する電気通信番号を使用する着信課金サービス（以下、当社又は協定事業者の契約約款等に規定する着信課金サービスをいいます。）に係る番号ポータビリティ	89 削除	
用 語	意 味																						
1～86-2 (略)	(略)																						
87 番号ポータビリティ	利用者が電気通信役務の提供に関する契約の相手方となる電気通信事業者を変更した場合において、その変更の前後（以下、変更前の電気通信事業者を「移転元事業者」、変更後の電気通信事業者を「移転先事業者」といいます。）において同一の電気通信番号により端末系伝送路設備及び当該設備に接続される利用者の端末設備等を識別することができること																						
88 着信課金番号ポータビリティ	電気通信番号規則（令和元年総務省令第4号。以下「番号規則」といいます。）別表第2号に規定する電気通信番号を使用する着信課金サービス（以下、当社又は協定事業者の契約約款等に規定する着信課金サービスをいいます。）に係る番号ポータビリティ																						
89 一般番号ポータビリティ	番号規則別表第1号に規定する電気通信番号を使用する電話サービス又は総合デジタル通信サービスから同規則別表第1号に規定する電気通信番号に係る協定事業者の音声伝送役務への番号ポータビリティ（他社契約者回線の設置場所を契約者回線の設置場所から変更しない場合、又は協定事業者が当社から同一番号移転可否情報（契約者回線番号等を変更することなく他社契約者回線の設置場所を変更できるか否かの情報（その他社契約者回線を契約者回線とみなした場合と同一の情報となります。）をいいます。以下同じとします。この欄において同一番号移転可否情報に限りします。）の提供を受けて他社契約者回線の設置場所を変更する場合に限りします。）																						
用 語	意 味																						
1～86-2 (略)	(略)																						
87 番号ポータビリティ	利用者が電気通信役務の提供に関する契約の相手方となる電気通信事業者を変更した場合において、その変更の前後（以下、変更前の電気通信事業者を「移転元事業者」、変更後の電気通信事業者を「移転先事業者」といいます。）において同一の電気通信番号により端末系伝送路設備及び当該設備に接続される利用者の端末設備等を識別することができること																						
87-2 固定番号ポータビリティ	電気通信番号規則（令和元年総務省令第4号。以下「番号規則」といいます。）別表第1号に規定する電気通信番号を使用する固定電話サービスに係る番号ポータビリティ																						
88 着信課金番号ポータビリティ	番号規則別表第2号に規定する電気通信番号を使用する着信課金サービス（以下、当社又は協定事業者の契約約款等に規定する着信課金サービスをいいます。）に係る番号ポータビリティ																						
89 削除																							

す。

(1)～(23) (略)

(24) ルーティング番号登録工事（協定事業者の利用者による一般番号ポータビリティの申込みが無い時点において、協定事業者からの要望に応じ、当社が保有する未利用の電気通信 50 番号を登録する場合を含みます。以下同じとします。）、ルーティング番号等削除工事又は ルーティング番号変更工事（以下、それら工事を「ルーティング番号登録工事等」といいます。）の申込みを承諾したとき。

(25) その協定事業者が、同一番号移転可否情報の提供を受けたとき。

（手続費の実績に基づく精算）

第 74 条の 2 当社は、料金表第 2 表（工事費及び手続費）第 2（手続費）に規定するみなし契約者に関する宛名情報提供手続費（1 件ごとの料金額に限ります。）、光回線設備線路条件調査費ウ欄、光配線区域情報調査費、ルーティング番号登録工事等受付手続費ア(7)③欄、(4)欄若しくはイ欄、同一番号移転可否情報調査費又はき線点情報調査費について、その事業年度の需要の実績値及び受付実績数（以下「当年度実績」といいます。）を把握したときは、それらの手続費と、 当年度実績によって算定した精算のための手続費との差額に、当年度実績を乗じて得た額を、協定事業者と精算するものとします。

（工事費及び手続費の遡及適用）

第75条 当社は、料金表第 2 表（工事費及び手続費）に規定する光信号分岐端末回線接続工事費、光信号分岐端末回線収容キャビネット等設置工事費、光信号分岐端末回線設置等加算工事費、電話帳掲載手続費、番号情報データベース登録手続費、みなし契約者に関する宛名情報提供手続費（1 件ごとの料金額に限ります。）、光回線設備線路条件調査費ウ欄、光配線区域情報調査費、ルーティング番号登録工事等受付手続費ア(7)③欄、(4)欄若しくはイ欄、同一番号移転可否情報調査費、き線点情報調査費、端末回線情報提供手続費、申込者情報確認結果即時通知手続費又は第 4 表（光信号引込等設備に係る負担額）に規定する負担額について料金額を変更したときは、変更後の料金額の原価に係る事業年度の翌事業年度の 4 月 1 日に遡及して、変更後の料金額を適用します。

第16章 雑則

（申込者情報確認結果の即時通知）

第99条の13 当社は、協定事業者から申込者情報確認結果を求められたときは、次の各号に規定する場合において、各号に定める契約者（以下「申込者情報確認対象契約者」といいます。）に係る申込者情報確認結果を、協定事業者に即時通知します。

(1) (略)

(2) 協定事業者が、その協定事業者の電気通信サービスの申込者が現に利用している電話サービス又は総合デジタル通信サービスに係る契約者回線等（ダイヤルイン追加番号を含みます。）の利用休止等（契約者が行う契約解除等を含みます。電話サービス契約約款又は総合デジタル通信サービス契約約款に定める契約の種別がタイプ2の場合は契約者が行う契約解除等に限ります。以下この条において同じとします。）の代行申込み及び一般番号ポータビリティの申込みを併せて行う場合
利用休止等しようとしている契約者回線等に係る契約者（ダイヤルイン追加番号に係るものにあつては、そのダイヤルイン追加番号が付加された契約者回線に係る契約者としてます。）

ます。

(1)～(23) (略)

(24) 削除

(25) 削除

（手続費の実績に基づく精算）

第 74 条の 2 当社は、料金表第 2 表（工事費及び手続費）第 2（手続費）に規定するみなし契約者に関する宛名情報提供手続費（1 件ごとの料金額に限ります。）、光回線設備線路条件調査費ウ欄、光配線区域情報調査費又はき線点情報調査費について、その事業年度の需要の実績値及び受付実績数（以下「当年度実績」といいます。）を把握したときは、それらの手続費と、 当年度実績によって算定した精算のための手続費との差額に、当年度実績を乗じて得た額を、協定事業者と精算するものとします。

（工事費及び手続費の遡及適用）

第75条 当社は、料金表第 2 表（工事費及び手続費）に規定する光信号分岐端末回線接続工事費、光信号分岐端末回線収容キャビネット等設置工事費、光信号分岐端末回線設置等加算工事費、電話帳掲載手続費、番号情報データベース登録手続費、みなし契約者に関する宛名情報提供手続費（1 件ごとの料金額に限ります。）、光回線設備線路条件調査費ウ欄、光配線区域情報調査費、き線点情報調査費、端末回線情報提供手続費、申込者情報確認結果即時通知手続費又は第 4 表（光信号引込等設備に係る負担額）に規定する負担額について料金額を変更したときは、変更後の料金額の原価に係る事業年度の翌事業年度の 4 月 1 日に遡及して、変更後の料金額を適用します。

第16章 雑則

（申込者情報確認結果の即時通知）

第99条の13 当社は、協定事業者から申込者情報確認結果を求められたときは、次の各号に規定する場合において、各号に定める契約者（以下「申込者情報確認対象契約者」といいます。）に係る申込者情報確認結果を、協定事業者に即時通知します。

(1) (略)

(2) 協定事業者が、その協定事業者の電気通信サービスの申込者が現に利用している電話サービス又は総合デジタル通信サービスに係る契約者回線等（ダイヤルイン追加番号を含みます。）の利用休止等（契約者が行う契約解除等を含みます。電話サービス契約約款又は総合デジタル通信サービス契約約款に定める契約の種別がタイプ2の場合は契約者が行う契約解除等に限ります。以下この条において同じとします。）の代行申込み及び協定事業者の電気通信サービスへの固定番号ポータビリティの申込みを併せて行う場合
利用休止等しようとしている契約者回線等に係る契約者（ダイヤルイン追加番号に係るものにあつては、そのダイヤルイン追加番号が付加された契約者回線に係る契約者としてます。）

料金表
第 1 表 接続料金
第 1 網使用料
2 料金額
2-2 端末系交換機能

区分	単位	料金額	備考
(1)～(3) (略)	_____	_____	_____
(4) 一般番号 ポータビリティ実現機能	加入者交換機において一般番号ポータビリティを実現するために他社契約者回線であることを識別して方路設定に係る情報を提供等する機能 月額	10,416,667 円	_____

第 2 表 工事費及び手続費
第 1 工事費
1 適用

区 分	内 容
(1)～(5) (略)	(略)
(6) ルーティング番号登録 工事費及びルーティング 番号変更工事費の適用	<u>ア ルーティング番号（一般番号ポータビリティのために移転先事業者が指定する電気通信番号をいいます。協定事業者が電気通信サービス（音声伝送業務に限ります。）の提供を希望する番号区画（電気通信番号計画（令和元年 総務省告示第 6 号）別表第 1 に規定するものをいいます。）と異なる番号区画のルーティング番号を含みます。以下、この欄並びに 2（工事費の額）2-1 第 25 欄、第 26 欄及び第 26-2 欄において同じとします。）に対応する契約者回線番号等を付与した契約者回線が当初から I S M 交換機に収容されている場合及び当初は現用の I S M 交換機に収容されていた場合は、ア欄に掲げる料金額にイ(7)欄に掲げる料金額を加えた額を適用します。</u> <u>イ 協定事業者の利用者による番号ポータビリティの申込みが無い時点において、協定事業者からの要望に応じ、当社が保有する未利用の電気通信番号についてルーティング番号登録工事を行う場合は、2（工事費の額）2-1 第 25 欄ア(7)欄に掲げる料金額にイ(イ)欄に掲げる料金額を加えた額を組み合わせで適用します。</u>

料金表
第 1 表 接続料金
第 1 網使用料
2 料金額
2-2 端末系交換機能

区分	単位	料金額	備考
(1)～(3) (略)	_____	_____	_____
(4) 削除	_____	_____	_____

第 2 表 工事費及び手続費
第 1 工事費
1 適用

区 分	内 容
(1)～(5) (略)	(略)
(6) 削除	_____

2 工事費の額
2-1 工事費

区 分				単 位		工事費の額	備考
(1)～(24) (略)							
(25) ルーティング番号登録工事費	ルーティング番号を加入者交換機に登録等する工事に要する費用	ア 基本額	(7) (イ) 以外の場合	1 ルーティング番号ごとに	平日昼間	1,120 円	移転先事業者 に適用 しま す。
					平日夜間	1,293 円	
					平日深夜	1,491 円	
					土日祝日 昼夜間	1,343 円	
					土日祝日 深夜	1,541 円	
			(イ) 当社が 指定した 電気通信 回線設備 を通じて 申込みを 行う場合	1 ルーティング番号ごとに	平日昼間	686 円	
					平日夜間	792 円	
					平日深夜	913 円	
					土日祝日 昼夜間	822 円	
					土日祝日 深夜	943 円	
		イ 加算額	(7) (イ) 以外の場合	1 ルーティング番号ごとに	電話サービス契約約款に規定する総合デジタル通信サービスに係る契約者回線番号等と同一の電話番号等となる場合の交換機等工事費の額 (加算する額に限り ます。)に相 当する額		

2 工事費の額
2-1 工事費

区 分		単 位		工事費の額	備考
(1)～(24) (略)		―――		―――	―――
(25) <u>固定番号ポータビリティ情報登録等工事費</u>	当社の ENUM サーバに番号ポータビリティ情報の登録・削除・変更を行う工事に要する費用	1 電 気 通 信 番 号 ご と に	平日 昼間	<u>1,120 円</u>	移転先 事業者 に適用 しま す。
			平日 夜間	<u>1,293 円</u>	
			平日 深夜	<u>1,491 円</u>	
			土日 祝日 昼夜 間	<u>1,343 円</u>	
			土日 祝日 深夜	<u>1,541 円</u>	
(26)～(26)-2 <u>削除</u>		―――		―――	―――

			(イ) 当社が保有する未利用の電気通信番号についてルーティング番号登録工事を行う場合の加算額	1 件ごとに	1,530 円	
				1 電気通信番号ごとに	1,530 円	
(26) ルーティング番号等削除工事費	加入者交換機に登録されたルーティング番号又は契約者回線番号等を削除する工事に要する費用	ア ルーティング番号のみを削除する場合	(7) (イ) 以外の場合	1 ルーティング番号ごとに	平日昼間 1,120 円 平日夜間 1,293 円 平日深夜 1,491 円 土日祝日 昼夜間 1,343 円 土日祝日 深夜 1,541 円	
			(イ) 当社が指定した電気通信回線設備を通じて申込みを行う場合	1 ルーティング番号ごとに	平日昼間 581 円 平日夜間 671 円 平日深夜 774 円 土日祝日 昼夜間 697 円 土日祝日 深夜 800 円	
		イ ルーティング番号及び契約者回線番号等を削除する場合	(7) (イ) 以外の場合	1 ルーティング番号及び契約者回線番号等ごとに	平日昼間 1,255 円 平日夜間 1,449 円 平日深夜 1,569 円 土日祝日 昼夜間 1,504 円 土日祝日 深夜 1,726 円	ルーティング番号を指定した協定事業者に適用します。
			(イ) 当社が	1 ルーティング番号等ごとに	平日昼間 581 円	

			指定した 電気通信 回線設備 を通じて 申込みを 行う場合	一 テ ィ ン グ 番 号 及 び 契 約 者 回 線 番 号 等 ご と に	平日夜間 平日深夜 土日祝日 昼夜間 土日祝日 深夜	671 円 774 円 697 円 800 円	
(26) -2 ルー ティング番 号変更工事 費	加入者交 換機に登 録された ルーティ ング番号 を変更す る工事に 要する費 用	ア 基本額	(7) (イ) 以外 の場合	1 ル ー テ ィ ン グ 番 号 ご と に	平日昼間	2,240 円	ルーテ ィング 番号を 指定し た協定 事業者 に適用 しま す。
					平日夜間	2,587 円	
					平日深夜	2,983 円	
					土日祝日 昼夜間	2,685 円	
					土日祝日 深夜	3,081 円	
					平日昼間	1,010 円	
			(イ) 当社が 指定した 電気通信 回線設備 を通じて 申込みを 行う場合	1 ル ー テ ィ ン グ 番 号 ご と に	平日夜間	1,166 円	
					平日深夜	1,345 円	
					土日祝日 昼夜間	1,211 円	
					土日祝日 深夜	1,389 円	
イ 加算額	1 ルーティング 番号ごとに	電話サービ ス契約約款 に規定する 総合ディジ タル通信サ ービスに係 る契約者回 線番号等と 同一の電話 番号等とな る場合の交 換機等工事 費の額（加 算する額に 限りま す。）に相 当する額					

第2 手続費
1 適用

区 分	内 容
(1)～(16) (略)	(略)
(17) ルーティング番号登録工事等受付手続費の適用	2 (手続費の額) 2-1 第 27 欄ア(7)②欄に掲げる手続費については、ルーティング番号登録工事の事前に移転可否調査を実施し、工事可能と回答した場合には、同欄ア(7)①欄と組み合わせて適用します。

2 手続費の額
2-1 手続費

区分					単位	手続費の額	備考
(1)～(26) (略)							
(27) ルーティング番号登録工事等受付手続費	ルーティング番号登録工事等の申込みの受付に要する費用	ア イ 以外の場合	(7) (イ) 以外の場合	① 当社が保有する未利用の電気通信番号を登録する場合	1 件ごとに	5,711 円	
				② ①を適用し既に移転した番号について、再度ルーティング番号登録工事の事前に移転可否調査を実施する場合	1 電気通信番号ごとに	306 円	

第2 手続費
1 適用

区 分	内 容
(1)～(16) (略)	(略)
(17) 削除	

2 手続費の額
2-1 手続費

区分	単位	手続費の額	備考
(1)～(26) (略)			
(27)～(28) 削除			

			③ 協定 事業者 が電気 通信サ ービス (音声 伝送役 務に限 りま す)の 提供を 希望す る番号 区画 (電気 通信番 号計画 (令和 元年総 務省告 示第6 号)別 表第1 に規定 するも のをい いま す。)と 異なる 番号 区画の ルーテ イング 番号を 用いて 一般番 号ポー タビリ ティを 行う場 合	1 件ごとに	58 円	_____
			(イ) 当社が指定 した電気通信回	1 件ごとに	58 円	_____

			線設備を通じて 申込みを行う場 合			
		イ	当社が指定した電気通 信回線設備を通じてルー ティング番号等削除工事 (ルーティング番号のみ を削除する場合に限りま す。)又はルーティング 番号変更工事の申込みを 行う場合	1 件ごとに	96 円	――
(28) 同一番号 移転可否情 報調査費	同一番 号移転 可否情 報を提 供する 手続き に要す る費用	ア	イ以外の場合	1 電気通信番号ご との 1 件ごとに	747 円	――
		イ	当社が指定した電気通 信回線設備を通じて調査 を行う場合	1 電気通信番号ご との 1 件ごとに	296 円	

別表 2 接続形態
1 適用

区 分	内 容
(1)～(2) (略)	(略)
(3) 表の適用	本表においては、接続形態を次の各号により規定します。 ア～イ (略) ウ 2－2表の着信事業者欄に当社（電話網又は総合デジタル通信網に限りま す。）と規定されている接続形態については、一般番号ポータビリティが行われ た場合、着信事業者である当社を経由して移転先事業者に接続されます。この場 合において、本表に規定する第2表から第4表の変更はありません。 エ～シ (略)

2－3 I P音声接続に係る接続形態別利用者料金請求、網使用料支払事業者等

N O ・	第1表		第2表(参考)		第3表	第4表	備考欄
	発信事 業者	着信事 業者	番号	利用者料金設定事 業者	利用者料金請求事 業者	網使用料支払事業 者	
1	当社	協定事 業者	A 1	当社	当社	-	
2	当社	協定事 業者	Q 1	協定事業者	協定事業者	協定事業者	
3	協定事 業者	当社	A 1	当社	当社	-	
4	協定事 業者	当社	Q 1	協定事業者	協定事業者	協定事業者	
5	協定事 業者	当社	A 1	当社	協定事業者	-	
6	当社	協定事 業者	Q 1	協定事業者	当社	協定事業者	
7	協定事 業者	当社	Q 1	協定事業者	当社	協定事業者	

附 則（令和 6 年 12 月 11 日相制第 155500000365 号）
（実施時期）

1 この改正規定は、令和 6 年 12 月 11 日から実施します。
（I P 網移行期の接続料における工事費に関する特例措置）

6 協定事業者が第23条（接続用設備の設置又は改修の申込み）第 1 項第 2 号又は第 3 号に規定する交換機又は

別表 2 接続形態
1 適用

区 分	内 容
(1)～(2) (略)	(略)
(3) 表の適用	本表においては、接続形態を次の各号により規定します。 ア～イ (略) ウ 2－3表の着信事業者欄に当社又は協定事業者と規定されている接続形態につ いては、固定番号ポータビリティが行われた場合、当社又は協定事業者の E N U Mサーバによる番号解決により着信事業者へ接続されます。この場合において、 本表に規定する第2表から第4表の変更はありません。 エ～シ (略) ス 2－3表の第1表の発信事業者欄及び着信事業者欄いずれにおいても「当社」 の記述がない接続形態について、当社の E N U Mサーバによる番号解決により着 信事業者へ接続することがあります。この場合において、本表に規定する第2表 から第4表の変更はありません。

2－3 I P音声接続に係る接続形態別利用者料金請求、網使用料支払事業者等

N O ・	第1表		第2表(参考)		第3表	第4表	備考欄
	発信事 業者	着信事 業者	番号	利用者料金設定事 業者	利用者料金請求事 業者	網使用料支払事業 者	
1	当社	協定事 業者	A 1	当社	当社	-	
2	当社	協定事 業者	Q 1	協定事業者	協定事業者	協定事業者	
3	協定事 業者	当社	A 1	当社	当社	-	
4	協定事 業者	当社	Q 1	協定事業者	協定事業者	協定事業者	
5	協定事 業者	当社	A 1	当社	協定事業者	-	
6	当社	協定事 業者	Q 1	協定事業者	当社	協定事業者	
7	協定事 業者	当社	Q 1	協定事業者	当社	協定事業者	
8	協定事 業者	協定事 業者	Q 1	協定事業者	協定事業者	-	

附 則（令和 6 年 12 月 11 日相制第 155500000365 号）
（実施時期）

1 この改正規定は、令和 6 年 12 月 11 日から実施し、この改正規定のうち、第 3 条（用語の定義）、第 47 条
（守秘義務）、第 68 条（手続費の支払義務）、第 74 条の 2（手続費の実績に基づく精算）、第 75 条（工事費
及び手続費の遡及適用）、料金表に定める接続料、第 2 表第 1（工事費）1（適用）第 6 欄、第 2（手続

交換機の伝送装置で接続する場合において、PSTNマイグレーションに係る多数の関係電気通信事業者による協議の場（以下、「意識合わせの場」）における協議の結果に基づき、接続用設備の減設又は接続回線の廃止の申込みを行うときは、当社は申込み時期にかかわらず、第23条（接続用設備の設置又は改修の申込み）第2項第4号に則り申込みされたものとみなします。

（IP網移行期の接続料における網改造料に関する特例措置）

7 協定事業者が料金表第1表第2（網改造料）1－1表中第47欄の機能に係る設備を利用している場合であって、意識合わせの場における協議の結果に基づき利用中止を申込みときは、第66条（網改造料の支払義務）第1項の規定にかかわらず、意識合わせの場において合意した当該設備の利用中止の期日を含む月までの期間に係る当該網改造料の支払いを要するものとします。

費）1（適用）第17欄、別表2（接続形態）並びに本附則第2項から第4項については、令和7年1月1日から実施します。

（ルーティング番号登録工事等受付手数料及び同一番号移転可否情報調査費に係る経過措置）

2 この改定規定の実施前に協定事業者が利用したルーティング番号登録工事等受付手数料及び同一番号移転可否情報調査費に係る第74条の2（手数料の実績に基づく精算）に基づく溯及精算及び第75条（工事費及び手数料の溯及適用）に基づく実績精算については、なお従前のとおりとします。

（メタルIP電話接続機能及び光IP電話接続機能に係る経過措置）

4 令和7年1月1日から令和7年3月31日までの間、協定事業者が第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第7－2欄で接続する場合であって、当社のアナログ電話用設備（事業用電気通信設備規則（昭和60年郵政省令第30号）第3条第2項第3号に規定するものをいいます。）又は総合デジタル通信用設備（同項第5号に規定するものをいいます。）である固定端末系伝送路設備の一端に接続される端末設備から協定事業者の電気通信設備に発信するとき又は当該端末設備に協定事業者の電気通信設備から着信するときは、附則（令和4年5月27日西設相制第000249号）第2項に規定する適用期間にかかわらず、同項に規定する料金額を、ワイヤレス固定電話用設備（事業用電気通信設備規則第3条第2項第4号の3に規定するものをいいます。）である固定端末系伝送路設備の一端に接続される端末設備から協定事業者の電気通信設備に発信する場合又は当該端末設備に協定事業者の電気通信設備から着信するときは、附則（令和5年5月26日西設相制第000172号）第2項に規定する適用期間にかかわらず、附則（令和3年6月2日西設相制第000216号）第2項に規定する光IP電話接続機能と同一の接続料を、それ以外の固定端末系伝送路設備の一端に接続される端末設備から協定事業者の電気通信設備に発信する場合又は当該端末設備に協定事業者の電気通信設備から着信するときは、附則（令和3年6月2日西設相制第000216号）第2項に規定する適用期間にかかわらず、同項に規定する料金額をそれぞれ適用することとします。

（メタルIP電話接続機能及び光IP電話接続機能の精算に関する特例措置）

5 当社は、令和7年度の接続料の改定等に係る東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可申請において、前項に係る機能及び料金額の変更が認可された場合は、第74条（網使用料の実績に基づく精算）の規定にかかわらず、変更前の料金と変更後の料金との差額に、令和7年1月1日から令和7年3月31日までの期間におけるその機能に係る需要の実績値を乗じて得た額を協定事業者と精算するものとします。

（IP網移行期の接続料における工事費に関する特例措置）

6 協定事業者が第23条（接続用設備の設置又は改修の申込み）第1項第2号又は第3号に規定する交換機又は交換機の伝送装置で接続する場合において、PSTNマイグレーションに係る多数の関係電気通信事業者による協議の場（以下、「意識合わせの場」）における協議の結果に基づき、接続用設備の減設又は接続回線の廃止の申込みを行うときは、当社は申込み時期にかかわらず、第23条（接続用設備の設置又は改修の申込み）第2項第4号に則り申込みされたものとみなします。

（IP網移行期の接続料における網改造料に関する特例措置）

7 協定事業者が料金表第1表第2（網改造料）1－1表中第47欄の機能に係る設備を利用している場合であって、意識合わせの場における協議の結果に基づき利用中止を申込みときは、第66条（網改造料の支払義務）第1項の規定にかかわらず、意識合わせの場において合意した当該設備の利用中止の期日を含む月までの期間に係る当該網改造料の支払いを要するものとします。